

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	「身元不明迷い人台帳（警視庁）」に登載する情報の外部提供について
--------	----------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【諮問】**

◇第12条第2項第4号（外部提供）

（担当部課：福祉部高齢者支援課、生活福祉課）

## 事業の概要

事業名	「身元不明迷い人台帳（警視庁）」関連事務
担当課	高齢者支援課、生活福祉課
目的	認知症、記憶喪失等により身元不明で保護された場合、早期の身元確認を行う。
対象者	認知症、記憶喪失等で保護している身元不明者
事業内容	<p>1 現行</p> <p>高齢者支援課では、警察等に保護された身元不明高齢者の保護を行うとともに、身元不明者照会依頼を東京都に行っている。1週間程度保護しても身元確認ができない場合、生活福祉課に身元不明者及び身元不明者に関する情報を引き継いでいる。</p> <p>一方、生活福祉課では、身元不明等で保護した生活保護受給者の身元確認は、個別に警察照会、生活保護受給者から成育歴等を丁寧に聴取し、可能な限り調査を行ってきた。</p> <p>2 今後</p> <p>そうした中、警視庁は、身元不明者の身元確認のための有効な手段として、各自治体が保護している身元不明者の身元が一定期間（概ね1～3か月）を経過しても判明しない場合、各自治体からの要請と情報提供に基づき、「身元不明迷い人台帳」を警察署に備え付け、道府県警察にも提供し、行方不明者届の届出人が閲覧できるしくみを構築した。</p> <p>その後、警視庁より特別区に「身元不明迷い人台帳」に登載する情報提供について協力依頼があった。特別区で検討した結果、当該情報の提供を行う方向性が示された。</p> <p>区では、こうした特別区における検討の経過や、認知症高齢者等が今後も増加していく状況等を踏まえ、「身元不明迷い人台帳」に登載する情報を提供することとする。</p> <p>※ 認知症、記憶喪失等で保護している身元不明者で、概ね1～3か月経過しても判明しない者</p> <p style="text-align: right;">0人（平成28年度12月末現在） 1人（平成27年度）</p>

## 件名 「身元不明迷い人台帳(警視庁)」に搭載する情報の外部提供について

保有課(担当課)	高齢者支援課、生活福祉課
登録業務の名称	「身元不明迷い人台帳(警視庁)」関連事務
登録業務の目的	身元不明者の身元確認
外部提供の相手方	警察署(新宿、四谷、牛込、戸塚)
外部提供を行う理由	身元不明者の早期の身元判明を図る。
外部提供を行う情報項目	【身元不明者に係る情報項目】 氏名・ふりがな、性別、生年月日・年齢、保護日時、保護時の場所・状況、身体特徴(身長、体型、体重、髪型、面型、顔色、眼鏡の有無)、服装、持ち物、本人の発している言葉(口癖)・情報、その他の参考事項、本人の写真
外部提供を行う際に使用する記録媒体	紙
外部提供に当たっての区としての情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 主管課において、「身元不明迷い人台帳」の写しをファイルに綴る。</li> <li>2 ファイルは、鍵付きのキャビネットに保管する。</li> <li>3 「身元不明迷い人台帳」(原本)は発見場所を管轄する警察署に直接持参する。持参する際は、斜め掛けバックにフック付き専用ケースを入れ、バックとケースをフックで繋げる。</li> <li>4 持参する際、各課長は、持参する「身元不明迷い人台帳」を確認するとともに、持出し台帳に記載する。</li> </ol>
外部提供の相手方としての情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 閲覧申出者は、行方不明者届の届出人又はその親族(密接関係者)に限定する。</li> <li>2 閲覧の際は、職員立会いのうえ、署内の相談室等で行う。</li> <li>3 閲覧方法は、索引(発信自治体名・氏名・性別・発見年月日・管理番号)の中から該当者と思われる行方不明者の台帳を選定し、閲覧に供する。(写真撮影等禁止)</li> <li>4 警察署と警視庁本部、他都道府県警察と警視庁本部の間で専用の回線を使い、送受信を行う。</li> <li>5 警察署、警視庁本部及び他都道府県警察は、「身元不明迷い人台帳」を鍵付きの書棚に保管する。</li> <li>6 警察署は、区から身元判明の報告を受けた際、速やかに警察署、警視庁本部及び他都道府県警察「身元不明迷い人台帳」を廃棄する。</li> </ol>
外部提供の時期	身元不明者について「身元不明迷い人台帳」への搭載を依頼したとき(以降継続)
緊急時の外部提供における本人通知の状況	*****